

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。  
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

# 総 合 規 制 改 革 会 議

## 平 成 1 5 年 度 第 1 回 議 事 録

総 合 規 制 改 革 会 議 事 務 室

# 平成15年度第1回総合規制改革会議議事次第

日時：平成15年5月6日（火） 12:45～14:20

場所：永田町合同庁舎総合規制改革会議室

1. 開 会

2. 各ワーキンググループの検討課題について

3. 規制改革推進3か年計画（改定）のフォローアップ結果について

4. その他

5. 閉 会

## 平成 15 年度 第 1 回総合規制改革会議 議事録(非公式版)

1. 日時:平成 15 年 5 月 6 日(火)12:45～14:15

2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室

3. 出席者:

(委員)宮内義彦議長、鈴木良男代理、奥谷禮子、神田秀樹、河野栄子、佐々木かをり、清家篤、高原慶一郎、八田達夫、村山利栄、森稔、八代尚宏、安居祥策、米澤明憲の各委員

(政府)石原規制改革担当大臣、大村大臣政務官

(事務局)坂政策統括官、河野審議官、竹内審議官、福井審議官、宮川事務室長、中山事務室次長

4. 議事次第

(1)各ワーキンググループの検討課題について

(2)規制改革推進3か年計画(改定)のフォローアップ結果について

(3)その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、時間でございますので、ただいま平成 15 年度第1回の「総合規制改革会議」を始めさせていただきます。

本日は、国会等でお忙しい中、石原大臣、大村政務官の御出席をいただいております。なお、石原大臣、大村政務官とも、実は1時から衆議院本会議へ御出席されませんといけないということでございます。したがって、冒頭、石原大臣からごあいさつをいただいた後、御退席されるということでございます。

なお、本日当会議の御出席でございますが、1名、古河委員が御欠席でございますが、あの方には御予定も含めまして全部御出席でございます。

本日の議事内容といたしましては、まず最初に各ワーキンググループの検討課題につきまして、各主査から御説明をいただき、それに基づきまして意見交換を行いたいと存じます。

その後、規制改革推進3か年計画(改定)のフォローアップ結果につきまして、事務局から報告をお願いすると、このような予定をしております。

それでは、議事に先立ちまして、ただいま申し上げましたように、御多用のところおいでいただきました、石原担当大臣からごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしく願いいたします。

○石原大臣　新しい年度を迎えまして、初めての会合でございますので、大村政務官も今日は御一緒に出席をさせていただいたところでございます。委員の先生方が、各省庁との間のワーキンググループをつくって公開討論されました模様は、議事録、あるいは新聞等々で御活躍いただいているな、しかしよくあれだけ公開討論でああいう反論ができるなど、半ばあきれ、半ばすごい人たちだなと思いつつ話を聞いておりました。

また、今、議長の方からお話がありました。このフォローアップに関連して、規制改革3か年計画の閣議決定をいたしましたことをこの機会に改めて御報告申し上げたいと思います。

そして、今後本計画に基づきまして、さまざまな規制改革事項が検討・実施に移されていくことになりますけれども、計画の内容が円滑かつ迅速に実施されるよう、より一層の御尽力をいただきたいということを閣議の場で関係閣僚に私から要請をさせていただきました。

14年度中に措置ということで、2点ほど残っております、先日も私の方から親書である大臣にどうなっているんですかというような話も渡しておきまして、リアクションがなければ今度はアポイントメントを取って会いに参りますよと言いつつ、やっと少し動き出したというように、約束してあったこともなぜか実行されないこともありますので、委員の先生方の御努力というものには本当に敬意を表する次第でございます。

また、今後の当面の重要課題として、規制改革推進のためのアクションプラン、勢力的に御尽力・御検討をされておりますけれども、この推進というものが経済社会の構造改革を進める上で、あるいは活力ある経済社会と国民の皆様方が豊かさを実感できる社会をつくる上で、極めて重要であると考えておきまして、ここがまた6月を目指して大きな山になっていくのではないかと。私も大村政務官も米田副大臣も、できる限りバックアップをさせていただきますので、委員の方々に忌憚のない意見をどしどしぶつけていただいて、成果を得るべくお取り組みいただきたいと考えております。

また、この15年度の新しい年度が当会議の3年間の活動を締めくくる重要な年でもありまして、アクションプランを始め多くの分野で改革の実が大いに上がりますよう、重ねてお願いを申し上げます。

また、宮内議長を先頭に関係者の皆様が一体となって頑張ってくださいように、また私もできる限り御協力をさせていただきたいと思っております。大村政務官はこの規制改革会議の担当政務官でございますので、また党の方でもこれまでこの規制の分野で御努力をいただいておりますので、私の至らぬ分は大村政務官が存分

に活躍をしていただけるとと思いますので、よろしく申し上げたいと思います。今日は本当にどうもありがとうございます。

○宮内議長 大変御多用のところでおいでいただきまして、ありがとうございました。

それでは、大臣、政務官、御退席をいただきます。

○石原大臣 間の抜けた話で申し訳ございません。個人情報なもので、申し訳ございません。

(石原大臣・大村政務官退室)

○宮内議長 今日ちょっと暑うございますから、どうぞ御自由に上着などお脱ぎくださいませ。

それでは、本日の議事に入ります。1つ目の課題の各ワーキンググループの検討課題の御報告に入る前に、前回の本会議で御議論いただきました、総合規制改革会議の当面の進め方及びワーキンググループの体制につきまして、当日の御議論及び各委員の御希望を踏まえまして、別添資料、資料1と2でございます。そのとおりとりまとめております。よろしく御参照いただきたいと思います。

各ワーキンググループの検討課題についての御報告に入らせていただきます。本日の進行といたしましては、時間の都合上各主査ごとに御説明をいただくことといたしまして、御担当の分野が複数ある場合には、それぞれの検討課題をまとめて一続きに御説明をいただきたいと思います。

また、御説明時間の目安といたしましては、1分野につきまして3～4分程度と、5分にならない程度ということを目途にいただきたいと思います。例えば、御担当のワーキンググループが2つの場合には全体で7、8分、10分以内という目安でお願いしたいと思います。

本日の全体を前半と後半に分けまして、前半といたしましてまず私からアクションプランワーキンググループにつきまして御報告をさせていただき、続きまして鈴木代理、奥谷主査、神田主査のお三方から、それぞれの御担当の分野に関する検討課題を一続きで御説明をいただくと。それが終わりますと、前半の質疑応答・意見交換、これを一括して行いたいと思います。

そして、それが終わりますと後半といたしまして、清家主査、高原主査、八田主査、八代主査、安居主査から、同じく一続きに御説明をいただくということで、それが終わりますとまた各主査のテーマにつきまして質疑応答・意見交換を一括して行うと、こんな形でやらせていただきたいと思います。と存じます。

手始めに、私からアクションプランワーキンググループにつきまして、その時間内でやらせていただきます。

アクションプランワーキンググループにつきましては、もう皆様メンバーということで、あえて重複することは必要ないかと思えますけれども、一応まとめということでまず活動の経緯といたしまして、3月から4月にかけて、このワーキンググループでは12のいわゆる重点検討項目の論点公開を集中的に実施いたしました。これはアクションプラン実行ワーキンググループ資料の最終ページでございます、検討経緯を御参照いただければと思えます。毎週のペース、各省の局長、審議官、課長クラスの皆様で、4月一杯で御承知のとおり全12項目の論点公開を一通り終わりました。この間、大変御多用のところ皆様方に積極的に御参加いただきましたことを、心から感謝申し上げます。

活動の成果といたしまして、これもまた御説明は必要ないと思えますけれども、私の個人的な感じでは、ワーキンググループが我々側が100%各テーマにつきまして論破できたのではなからうかと思うわけでございますけれども、具体的な成果につきましては、残念ながらほとんどゼロ回答と言えるかと思えます。

1つ、例えば医療分野の労働者派遣につきまして、厚生労働省より本年6月までに検討し、結論を出すというような前向きな回答もございましたけれども、その他の点につきましては、ほとんど進展がなかったということでございますが、これはもともと答えが出ないであろうという難しいテーマばかりでございました。したがって、論点の違いがはっきりしたことが、論点公開の成果であると、ちょっと逆説でございますけれども、そんな言い方もできるかと思えます。

そういう意味で、当会議の資料、説明請求権を積極的に行使いたしましたし、この論点公開後、資料や説明要求等をホームページで掲載しているということで、透明性ということでは大変成果があったように思われるわけでございます。

さて、このような経緯を経まして、今後どうするかということでございます。論点はよくわかったということでございますが、それにつきましては、1つはこの5月下旬に、経済財政諮問会議で規制改革の集中討議を行っていただくということをひとつ想定いたしまして、それまでにこの12のうち全部持ち上げるというのも問題でございますので、どのテーマを議論していただくかということにつきまして、ふるいにかけることが必要ではなからうかと思うわけでございます。

したがって、それに至る1つのプロセスといたしまして、今月中旬程度を目途にいたしまして、いわゆる論点ではぶつかり合ってゼロ回答だったけれども、それは議論をしたのであって、本当に譲る気があるのか、ないのかという、各省庁側の最終的なお考えを聞く必要がプロセスとしてあるだろうという意味で、関係省庁の次官クラスの方をこのワーキンググループに来ていただきまして、最終責任者としての考

え方を聞かせていただくということを、どうしてもやる必要があるというふうを考えるわけでございます。これは、ですから前のように議論をするということではなく、もう議論はよくわかったと。ところで、最終的にどうお考えになりますかということ、こちら側といたしましては、私が主査の立場で、それからその担当の委員の方、そして相手方は次官クラスの方の、言うならば最終責任者という方においていただいて、最終的なお考えを聞かせていただくということを是非やらせていただきたいと。

その場合、余りおしらすのような形になりますとまずうございますので、他の委員の方は陪席してお聞きいただくという形になるかと思えますけれども、そういうプロセスを経まして、更に詰める点があるか、ないか。そして、この諮問会議にどれを持ち込むかということ、また皆様方と検討させていただくことをやるべきではないかと、このように存じている次第でございます。また、御意見等は後ほどちょうだいしたいと思います。

以上が私の担当で、ちょうど5分でございます。それでは、鈴木代理、奥谷主査、神田主査の順で御説明をお願いしたいと思います。

鈴木代理から、医療・福祉ワーキンググループ、エネルギー・運輸ワーキンググループにつきまして、御報告お願いいたします。

○鈴木議長代理　それでは、医療・福祉について御説明申し上げます。医療の問題につきましては、この当総合会議の初年度にかなり思い切った方向性というのは、厚生労働省と約束できたわけですが、現実にはそれを実施の段階に入りますと、かなり難渋しているということでありまして、今のアクションプランの中においても、ほとんど医療の問題で大きな問題は占められておるとというのが現状でございます。それはそちら側の方で処理をしていくとともに、我々の医療ワーキンググループの方としては、それをサポートしていきたいというふうに思っております。

今年度の医療・福祉の重点的な、例えば株式会社だとか、混合診療だとか、労働者派遣、あるいは医薬品の薬局以外での販売という問題は、アクションプランの方に中心を置くとして、この医療改革で幾つかのポイントがあつて、それが今日まで厚生労働省と努力してやろうとしておるんですけれども、その都度壁に突き当たっておるとというのが現実でございます。例えば去年の保険者機能の強化というのは、3月にやるべきものが12月になってやっとなかなか十分な形でないものでしかやらざるを得ないということで、まだオン・ザ・ウェイだというふうに思っております。

我々入口は何だといったら、IT化ということに誠に問題を絞っておったわけでありまして、要するに、基本的にはカルテからレセプトができて、そのレセプトというものがフロッピーディスクではなくてオンラインで保険者の下に行くと、そういうシステムをつ

くるというのが医療改革の第一歩だろうということであったんですけれども、韓国辺りは我々が大体想定しておるようなシステムを使って、今、90%以上レセプトはオンラインで支払い者のところに行くというシステムを完成しておるわけです。

これに対して日本は、平成16年ですから、来年に50%、そして18年には70%という目標を厚生労働省は立てておりますけれども、この間まで1%を超えることはないと、現在で約7%ぐらいですけれども、そういうことで、しかもそれはオンラインではなくて、フロッピーを中心とするやり方であると。こういうところがあるわけですが、これにつきましては、ここに書いてありますように、韓国の状況等も踏まえて、要するに規格の統一という事柄を推し進めなければならないと、カルテにおいては用語の統一、コード、様式の統一というものは必要でございます。これがなかったら全部進まないという問題でございますから、この問題をどういうふうにするのかということについて、今年はこの入口中の入口の問題に対して、単にやりなさい、やりますの話ではなくて、具体論に対して突っ込んでいって、例えばどういう方式でと、どういうオンラインならばオンラインの方式で、あるいはレセプトならばレセプトの方式でというところの具体論にまず前半特に集中してやっていきたいというのが基本的な考え方でございます。

そういたしまして、EBMというものはっきり確立して、最終的には包括払い、DRGPPS方式というものに結び付けていくということに、大きな一歩を前進するためには、とにかくIT化というものを、オンラインによるレセプトの請求、それも早急に韓国並みとは直ちにはいかなないとしてみても、100%に限りなく近いところに持っていくことの道筋を具体論として付けたいというふうに考えております。

その他、もう既にやらなければいけない問題として、幾つかの問題が残っております。例えば直接契約の問題、保険者と医療機関の直接契約の問題というのも、これも14年度末の措置事項ですが、これも進んでおりません。その他の今日の閣議決定の実行状況につきましても、これも大いに一緒になって議論して、具体論のベースでやらないと、なかなか進まない世界だというふうに通貫いたしますので、そういうところに入り込んでいきたいと思っております。

と同時に、この検討方針の2つ目の○に書いてありますが、新しい問題というのはまだ抱えておまして、先行した問題も解決してないうちに新しい問題かということを言われそうなんですけれども、しかし新しい問題というのはまだ幾つか抱えておるわけでございますので、その問題についての掘り起こしも年の後半に向けてやっていくつもりでございます。

以上が、医療・福祉でございます。

次をめぐっていただきまして、エネルギー・運輸分野でございますが、現在いろいろ精力的に検討を、勉強会等もしてやっておるところでございますが、ここにはフォローアップの問題だけに本日はとどめさせていただきました。ただ、勿論フォローアップだけではなくて、いろいろ研究する過程の中で、新たな問題というのをエネルギー分野、運輸分野であるのでありまして、そういう一部非公式な案もあるわけでありまして、この議論というのもやっていきたいというふうに思っております。

エネルギー分野については、昨年電力・ガスの市場改革というので、かなりの前進を見たわけでございますが、山登りに例えたら7合目か8合目というところで、まだもう一息残っておるわけございまして、ここら辺の改革をどういうふうに進めていくのかということについて、これも具体論の問題として議論をしたいと思っております。

その他、このエネルギー関係の今日の閣議決定の実施状況も併せて注目することは当然でございます。

運輸の分野につきましては、昨年車高規制ということで、これはもう非常に長らくの間議論しておったんですけれども、これを実施する方向で返答いただいておりますし、積載条件についてもしかりでございます。これも具体論としてどういうものになっていくのかというのは、今年の検討課題になるわけでございますので、これについて我々としてはウォッチして、ともに議論をしながら進捗させていきたいと思っております。

それから、かねて規制改革委員会時代から問題でありました。高速道路におけるオートバイの2人乗りという問題につきましては、これは韓国と日本だけがそういうのを認めていないというのは、当時から問題になったわけでありまして、ちょっと長過ぎた猶予期間を差上げたような気もしますけれども、平成15年、今年のできるだけ早い時期が結論を出す時期になっておりますので、警察庁における検討がどういうふうになって、どういう行動をするのか、これは何も韓国と日本だけだからやめておくと、要するにどうしても認めろというふうに言っているんじゃない。もし日本はどうしても2人乗りがいけないというならば、それを世界に向かってきちっと説明できるようにしろというのが、課題として警察庁に投げた問題でございますから、この問題の結論が出る時期になりますので、これもやっていきたいというふうに考えておりますが、その他の閣議決定も含めてです。これらはいずれもフォローアップの問題ですが、新規マターにつきましては、医療と全く同じでございまして、これも新たに追加して、俎上に上げていきたいと思っております。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、教育・研究ワーキンググループ、奥谷主査からお願いします。

○奥谷委員 教育の方は、大体実行ワーキンググループの方が株式会社参入とか、いろいろやってらっしゃいますので、我々ワーキンググループは別の角度から検討をしようということで、学校経営におけるガバナンスの強化という意味で、特に学校の経営に関して、ガバナンスというのがなかなか働いていないという、いろんな不祥事等が起きたときに、だれがどう責任を取って、どうあれをするかということが明確にされていないという部分がありますので、そのガバナンスというものについて視点を当ててみようということになりました。

そして「当面の検討課題」としては、大学などの学校の情報公開の促進。財務情報とか、教育内容等に関わる情報の開示。人件費割合などの詳細な学校経営に関する財務情報や、教育内容等に関わる情報公開を促進するということと、その実効性を担保するという。例えば、1つの担保する中に、私学保険というのがあります。これを強制加入させることによって、財務内容の体質がどうなっているかというのは、自然に保険会社がチェックするわけであって、そういった学校の財務体質といますか、そういったものが自然にチェックできるような機能を導入するというのも1つの方法かなという感じがしております。

学校法人の会計制度の見直しに続けて、情報公開、そして第三者評価などについてもフォローアップを進めるということと。また、大学以外の学校の情報公開の義務づけ、情報内容の正確性の確保等の方策についての検討も進めていくということです。

2番目に「国立大学法人に関する問題」、これも国立大学法人の制度化について、大学の評価の在り方の研究費の流れ、これは今、研究費等も個人に流れるのではなくて、組織に流れてしまうという、要するに本当に研究する個人の研究者に研究費が流れるような形をどうつくっていくかということが1つの問題になるということで、これもガバナンスの観点からフォローするということです。

もう一つ「私立学校審議会の見直し」、これもガバナンスに関することで、私立大学の審議会がきちっといろいろな私学をどう機能チェックしているかということは、この審議会の中でどう行われているかということが重要な課題であって、こういった構成員・運営を含む私立学校審議会の見直しを、どうチェックしていくかという、そのフォローアップを行うということです。

あと4番目には、「コミュニティ・スクールの法制化」ということで、教職員人事など学校のマネジメント等に係る権限が委譲されるコミュニティ・スクールの法制化に向けた検討を続けて、フォローアップを行うと。以上です。ですから、ガバナンスということに対して強く打ち出していきたいというのがワーキンググループの当面の進め方で

す。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。

次は、基本ルール・基盤整備ワーキンググループ、法務・金融・競争政策ワーキンググループ、この2分野につきまして、神田主査からお願いいたします。

○神田委員 それでは、まず基本ルール・基盤整備ワーキンググループの方ですけれども、このワーキンググループは今年度の新しいワーキンググループでございます。それで、この総合規制改革会議も最終年度ということもありまして、ここでその手書きのページ数で9ページの「検討の方向性」に書かせていただきましたように、事前規制の撤廃・最小化、それから民でできることは民へという基本方針の下で、規制改革を一層推進するための新たな仕組みというか、仕掛けというか、スキームといったものを構築しておくということを議論してみたいというふうに考えております。

具体的には、現時点ではそこに「検討事項」と書きましたが、先日ワーキンググループの会合を開催しまして、ちょっと詰め始めました。大きく4つぐらいに分かれるのではないかとということであります。

第1は、規制をつくるときに、何か手続的な仕組みというのをつくる必要があるのではないかと、今はこういうもんはほとんど存在しておりません。パブリックコメント制度は導入されておりますけれども、それだけであります。

そこに書きましたように「規制の新設審査」、規制を新しく導入する場合に、その規制が一体世の中にどういう影響を及すのかという、RIAなどと呼ばれてはいますがけれども、そういうことをきちんと分析できるような体制をつくる必要があるのではないかとということが1つあります。

その次ですけれども、その規制を新しくつくろうというときに、その担当省庁がその規制がなぜ必要なのか、規制の必要性というか、どういう目的のためにこの規制を導入するのかということ。

それから、その規制を導入することによって、どういう世の中にいい効果がもたらされるのかということ、そしてそこには非代替性と書きましたけれども、当該目的を達成するために、具体的にこういう規制を提案して、その規制手段に寄らなければならない理由は何かと。ほかに、例えば事前規制ではなくて、事後のルールで対応できるならば、なぜここで、例えば事前規制なら事前規制を設けようとしているのかということについて、きちんと説明をしていただくという手続を設けるべきではないかということでもあります。

そして、それについて何らかの形で審査という言葉がいいかどうかよくわかりません

けれども、審査をするという仕組みを入れてはどうかということでもあります。

更に、現在既に存在していますパブリックコメント制度がありますけれども、これも現在法律に基づいて行われている制度ではないんですけれども、いろいろと利用者からは不満の声もありまして、それから担当省庁によってやり方にばらつきがあるようでもあります。したがって、パブリックコメント制度始まってそう年月は経っておりませんが、現状においてその運用状況をきちんと評価して改善すべき点があれば改善し、今、申しあげました規制の新設審査と併せて、1つきちんとした仕組みをつくっていかうというのが第1であります。これが一番大きな柱と書いていいかと思いません。

ただ第2に、既に存在している規制はどうだという問題があります。規制改革をかなり進めてきたとはいえ、膨大な量の規制が既に存在しておりまして、こういった既存の規制についても、これまでは規制緩和要望、規制改革要望というのが民間等から出され、それを整理して対応してきましたけれども、そういう手続ももう少し効率化というか、うまく進めていくような体制にできないかということ。

それから、そういう民間等からの要望を待たずに、既に存在している規制すべてをそこでは定期的・悉皆的と書いてありますが、いずれにしてもどこかで全部点検することができないものだろうかということを検討しようとしております。

3番目に、規制の運用ルールとして、日本版ノーアクションレター制度、それから行政手続法。ノーアクションレター制度はごく最近導入されて、行政手続法はもう数年間前に制定されておりますけれども、いずれも余り利用されていないという実態があるようでありまして、なぜそうなのか、制度の方に問題はないのかということはこの時点で点検して、必要があれば見直したいというふうに思っております。

最後(4)はそういう意味で、この総合規制改革会議のような仕組みを含めて、今後規制改革スキームの実効性を担保する体制について検討をしたいと思っております。

以上が基本ルール等のワーキンググループであります。

次の10ページ、競争政策・法務・金融ワーキンググループでございますが、これはずっと存在しているものでありまして、そこには先ほど鈴木代理から御報告がありましたワーキンググループから同様フォローアップ事項をとりあえず今日は掲げさせていただきます。

ただ、今後新しい事項も出てくるかもしれませんし、秋以降になればまた勿論個別の事項が多数要望等としても上がってきますので、新しい事項も取り上げるという可能性が高いと思います。

そこに掲げましたのは、これまで割と一生懸命やってきたもの、それからちょっと基本に関わるもので、もう少し今年推し進める、フォローアップの延長ではあるんですけども、そうしてはどうかと考えられるものであります。

上2つ、独占禁止法のエンフォースメントと公正取引委員会の機能・体制の見直し・強化につきましては、昨年度かなり一生懸命やりまして、その基本的な考え方は言うまでもありませんが、事前から事後へという流れの中でのインフラ制度であります。

政府調達制度、これはもうずっと昔から、ずっとやっているわけですがけれども、少しずつではありますけれども、多少進歩はしてきたと思います。

しかし、これはまだ全体から見ますと、日本の制度はかなり遅れているというか、特異な制度でありまして、少しでも前へ進める必要があるという意味において、少なくともフォローアップはきちんとやりたいと思っております。

次の○が司法制度の改革、これも大昔からずっとやっておりますし、現に動いているところですがけれども、細かい点について申しますと、一昨年、それから昨年辺りも多少前進があったように思います。いずれにしても、これも大きな問題であり、フォローアップは少なくともきちんとやりたいと思っております。

最後に資金調達の円滑化ということでもありますけれども、これも項目としてはずっとやっていることですがけれども、そこに書きました、例えば動産・債権担保法制の整備といった課題は、これは諸外国に比べますと日本の法制がこの部分でやや遅れているとの指摘がありまして、したがってこれは融資のインフラ整備、あるいは直接金融にとってもこれは重要なことだと思いますので、こういうことを言い始めて担当省庁と議論はし始めているんですけども、何せまだ抽象論にとどまっているところがございまして、私個人的にはこういう問題は非常に重要な問題だと認識しておりますので、ここをきちんと詰めたいというふうに思っております。

そのほか、等と書かせていただきましたけれども、例えば3か年計画の金融の分野で申しますと、316 ページというところに、基本方針でちょっと書いてあるんですけども、金融サービスの各分野に関するルールの横断的整備といったような課題がございまして。こういった問題も私自身は重要な問題だと認識しておりますので、やや3か年計画では抽象的な表現に終わっておりますけれども、もう少し前へ進められたらというふうに現時点では感じております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまで前半というところでございますので、どの分野でも結構でござ

ございますから、御質問・御意見等を御自由に御発言いただきたいと思います。

どうぞ、清家さん。

○清家委員 1点確認なんですけれども、このアクションワーキンググループの10.のところ、4月22日に厚生労働省とも議論したところなんですけれども、これの1つ目の○の方はいいんですけれども、この前もちょっと私自身が厚生労働省と4月22日に議論しましたように、10.の最初の○の規制緩和を進めていただく前提条件として、料金規制をちゃんとやるということと、許可制を維持するということが、それから全国津々浦々に一定の質の無料の職業紹介サービスが担保されるという条件を挙げておりますので、この2つ目の○の公設民営化とか、独立行政法人化というのが、ちょっとどういう意味かはまだはっきりはしませんけれども、現在行われている無料の職業紹介のサービスの質が低下しないという条件の下で、この2番目の○のことが進められるというふうに理解してよろしいですか。○宮内議長 それは恐らくそういう議論はしなかったんですけれども、前提として議論していたというふうにお考えいただいていいんじゃないかと思えますし、いうならば今の現状よりもっとよりよいという方向性を求めている議論だったと私は思っております。

○清家委員 そうしたら、念のためにその点をテイクノートしておいていただければと思います。

○奥谷委員 同じくこの10.のところの、「雇用保険事業との」とありますけれども、これは社会保険事業も関連してくるので、雇用保険だけではないんですね。ですから、雇用保険と社会保険事業との関連がうまくいっていないというのが大きな問題で。

○宮内議長 大きな字で書いてあるのは、こちら側の求めたものであって、それから小さな字で今おっしゃっているところは、相手側の対応の論旨をものすごく短くまとめたという意味です。

○奥谷委員 そうすると、それを是非入れてもらうように要求していただきたいんですけれども。雇用保険だけではないので。

○宮内議長 厚生労働省側の反論がこうであったということなんです。それをものすごく短く詰めて書いていただけなんですけれども。

○奥谷委員 はい。

今、清家さんがおっしゃったように、公設で質の高い職業紹介というのは、やはりかなり難しい、今の状況だと職安もマッチング率が2割以下で、ほとんどが失業保険給付ってやっているわけで、失業保険給付なんていうのはもう自動振り込みで十分済むわけであって、クオリティーを上げるのであればもっと違う方向でのことを考えないと、今の状況でクオリティーを上げていくというのは、幾ら公設にしたところで余り変

わりはないのではないかという。もっと抜本的な、民営化だけというものではない、公設をどうしても無料化ということで作るのであれば、その行政改革も含むと思うんですけれども。

○宮内議長 今度の12の重要項目での我々の議論は、実は今おっしゃったところまでいっていないわけでして、我々の主張は10の○の2つ目までというところで議論したわけなんです。ですから、そういう御主張はまた当委員会の内部でおやりいただいて、また次の段階ということになるかと思えますけれども。

安居さん、どうぞ。

○安居委員 この12の検討項目、非常に重要だと思うんですが、さっきのお話だと、幾つかをピックアップして、この当面のものでいくというお話だと思うんですけれども、その後は大体どんなお考えなんでしょうか。

○宮内議長 わかりません。皆さんの御意見を踏まえながら進めたいと思いますが、12の重要点項目を取って、12全部を諮問会議に全部だめでしたというよりも、やはりその中のこれとこれは諮問会議で決着をしていただくか、政治判断をしてくださいということは、そういうルートがあるのだからやりたいと。

その他については、また平場で各分野ごとに分けて追い駆けていただくか、更にまた別の方法があれば、また皆様方の御意見を聞きながら動かしていくということにならざるを得ないと思うんですけれども。乗ならなかったものはあきらめるということは考えておりませんが。

八代さん、どうぞ。

○八代委員 アクションプラン以外でもよろしいですか。

○宮内議長 勿論。

○八代委員 ちょっと気になったのは、教育についてですけれども、これはガバナンス強化という観点に今回は絞ってやられるということなんでしょうが、例えば先ほどおっしゃった私学保険の問題と、昔から問題になっています雇用保険の問題、つまり私立学校の教員は雇用保険に入っていない問題とか、それについても当然ながらやっていただくと思うんですが、必ずしもガバナンスだけではなくて、それをもう少し広い観点から今の私学の抱えている問題点というのを見ていただければと思います。

2の(3)の「私立学校審議会の見直し」というのは、例の需給調整事項の問題に関わっているわけですね。例えば、新しく私立学校をつくるときには、その県の中の既存の事業者が4分の3入っているというようなことだと思うんですが、あれについては例えば4分の3を2分の1にしたところで、別に問題は解決しないわけで、よりそういう既存の事業者がそもそも入っているということ自体に問題があるのではないかとい

う点について、是非よろしく願いいたします。これは別に質問というより要望だけでございます。

○宮内議長 私から質問させていただきたいんですけども、神田さんに今の競争政策・法務・金融ワーキンググループですが、ここに書かれていないものにつきまして、またヒアリング等をなさって掘り起こされるという、エネルギー・運輸なんかと同じような考え方を持ってらっしゃるわけですね。

○神田委員 はい、同じ考え方でございます。若干出遅れているために、今日はフォローアップ事項のうちの重要なものだけを掲げさせていただきましたが、今後は今おっしゃったようなことで進めたいと思っております。

○宮内議長 わかりました。ありがとうございます。

あとはよろしゅうございましょうか。それでは、後半に移りたいと思います。後半は、清家主査、高原主査、八田主査、八代主査、安居主査の順で、お願い申し上げたいと思います。

まず、雇用・労働ワーキンググループにつきまして、清家主査からお願いいたします。○清家委員 私どものワーキンググループは、過去2年間当面必要と考えられるような規制改革緩和について、厚生労働省とぎりぎり合意可能な範囲での規制改革というのを進めてきたところでございますけれども、その中で少しずつ欲求不満というか、もうちょっと根本的なところについても議論しなければいけないというところが、積み残しとしてございましたので、今年度は最終年次ということもありますので、多少大上段に振りかぶるような議論になるかもしれませんけれども、もう少し原則に立ち戻って、雇用の規制の在り方を抜本的に見直す可能性があるかどうか、厚生労働省とも議論していきたいと思っております。

その原則というのは、全部に共通でしようけれども、規制は少しでも労働者、あるいは消費者の利益になるようにという原則であります。具体的は、次の4つのポイントを議論したいというふうに考えております。

1つは、職業紹介事業、あるいは労働者派遣事業の規制緩和の問題でございますが、これは今も少し議論いたしましたとおり、私どもとしては例えば職業紹介事業について言えば、許可制であるとか、あるいは料金そのものの規制だとか、あるいは無料の職業紹介がきちっと国の責任で担保されているといったようなことによって、悪質な業者によるピンはね等の問題が防止できれば、つまり厚生労働省が問題だと言っているような事象・事態が直接的にそれを規制するルールやエンフォースメントによって解決するのであれば、問題が起きないような範囲に手数料徴収の範囲を限定するとかいったような形の規制は必要ないのではないかというふうに考えており

ます。

あるいは、派遣労働についての規制も、現在はどういう種類の労働者について、どういう期間であればよろしいということになっているわけですが、そもそも問題はその労働者の種類とか期間というよりは、例えば社会保険の適用等で、派遣労働者を雇った方がずっと安くなってしまふ。だから、長い期間派遣労働者を雇いたくなくなってしまふというようなところにあるわけでありまして、そういったところを例えば派遣労働者と常用労働者の均衡待遇といえますか、そういうものを担保するようなルールをきちっとつくりさえすれば、どういう種類の労働者だったらいいとか、どういう期間であったらいいとか、そういうことを規制する必要はないんじゃないかというふうに考えております。

先ほど神田委員が、新しい規制について、規制の必要性とか、非代替性の問題をチェックする必要があるというふうにおっしゃいましたけれども、私どももその厚生労働省が問題だと言っている事象を、もっと直接的に規制し、監視・監督することができれば、どういう種類の人たちだったら安全だからいいとか、悪いとか、そういった種類の規制は必要ないんじゃないかということをもう少し強く議論していきたいと思っております。

2つ目は、労働時間規制の適用拡大の問題ですけれども、確かにこれも厚生労働省が言っておられるように、労働時間をきちんと規制しなければいけない種類の職種というのがあることは、言うまでもないわけですが、これは労働時間規制というのはもともと工場法という、向上で働く労働者の安全・衛生や労働時間を担保するためにつくられた法律であって、これをいわゆるホワイトカラーの人たちに無理に拡大適用することによって、実は本来きちんと適用しなければいけない種類の人たちに対する適用がかえって緩くなってしまっている。つまり、ある種の法律を無理に適用しようとする、どうしても実態として適用やエンフォースメントが緩くなりますので、結果として本来保護を必要としている人の保護がおろそかになってしまうという問題もあるわけで、そういうことがないようにするためにはむしろもともとその適用になじまない、非定型的な労働に従事している人たちに対しては、その適用を除外すると。

一方で、本当に適用する必要がある部分については、もっときちんとエンフォースメントを行うというような形が必要ではないかといふふうに考えておりまして、そういう観点から従来から主張していて、これは折り合いが付いていないわけですが、いわゆるホワイトカラーエグゼンプションというような制度の導入も検討するべきではないかというふうに主張していきたいと思っております。

3つ目は、特にこれから高齢化というのが構造的に進んでいくわけですが、その中

で雇用における年齢差別というのが、これは人口構造がピラミッド時代につくられた雇用制度のなごりですけれども、実は我々の視点から見るとマーケットの効率性を損なっている部分がありますので、性差別や何かと同じように、特にこの高齢化の中で雇用における年齢差別の禁止、これについても募集・採用の年齢制限をできるだけなくすようにしてほしいという要望を、厚生労働省にお願いして、一部進んでおりますけれども、これをもっと徹底するというようなことを議論したいと思います。

最後に、これも神田委員が金融のところでもちょっと触れましたけれども、我々も特に雇用の分野においては安全・衛生等の、取り返しのつかない話は別として、できるだけ事前の規制から事後監視・監督、事後チェックへという方向に変えていきたいと思っておりますが、その際にやはり事後監視・監督の制度がきちっと整備されませんと、なかなか事前の規制緩和というのを進める際の説得力がありませんので、そういう面で具体的に事前の規制を緩和する際に、どのような形の事後監視・監督の仕組みを整備していく必要があるかということについて、もう少し具体的に議論していきたいというふうに思っております。

勿論、これらの少し大上段に振りかぶった問題と併せて、これまで我々のワーキンググループで厚生労働省との間で合意された規制改革が、ちゃんと合意されたスケジュールどおりに実現していくかどうかのモニタリング、フォローアップについてもしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○宮内議長 ありがとうございます。

次は、事業活動円滑化ワーキンググループ、高原主査からお願いいたします。

○高原委員 13 ページ、A3、1枚にまとめさせていただいておりますが、今年度の3つのポイントで、1番目に基本的な考え方、2番目に実施検討項目、3番目に年間スケジュールでございますが、その順に説明をさせていただきますと。

昨年の我々のワーキンググループの経過とか要望から見まして、今年度も個別規制の改革推進というのが引き続いて非常に重要であるという認識に立ちまして、1番の基本的な考え方の枠の中に示しております2つの重点、すなわち・は個別の規制改革要望全般を対象として、総合的な対応プロセスを明確にして、そしていわゆる仕組みをつくりたいということなんですが、要望事項の網羅的な洗い出しときめ細かい対応活動をする仕組みを進めていきたいというふうに一番目に考えております。

2番目には、新技術、成長が見込める分野でございますが、これに対しては重点的に規制改革活動を進めていきたいと。この2点で基本的に今年度は取り組みたいと思っております。

2番目の実施検討項目でございますが、特にこれは昨年度、いわゆる特区の組織ができましたので、その特区との連動ということを考えておるわけでございまして、後ほど右側半分の説明に関連させていただきますが、まず最初にプロセスでございますけれども、今年度は点線で最初に囲っておりますようにプロセスのところ、規制改革推進月間というのを2回ほど、すなわち6月と10月～11月にかけて2回ほどやって、他の分野、ワーキンググループにも協力をお願いしたり、あるいはホームページでも公開をしたりしながら、そしてなおかつ結果については、要望先に個別にフィードバックしたり、あるいは速やかに政府決定の実行というのをお願いしたいというふうに、事務局にもお願いしながら進めたいと思っております。

そして、現在これを有効かつ実効が上がるようにするためには、右側の図の構造改革特区推進の本部の第3次、第4次スケジュール、これはまだ正確に我々理解をしておりますが、今後協議をさせていただきます、実際に生かしていきたいというふうに思っております。

大体、予定としては、現在考えておりますのは、第1回目が6月、それからこれは9月ごろの政府決定に備えてということでございますが、第2回目は11月の要望受付から、各省で協議をしまして、3月ごろの政府決定に対応したいということでございます。1ポツ、2ポツはその理由でございます。繰り返しますが、特に特区との相乗効果を上げることが今年できるのではないかとこのように思っております。

・でございますが、言うまでもなく新技術、成長が見込まれる分野については、重点的今、検討をさせていただいております、観光産業であるとか、健康産業等の成長の可能性を現在持っております。

最後になりますが、ワーキンググループの年間スケジュールでございますが、縦軸に4月から3月まで、そして横軸には特に我々はワーキンググループの中で、先ほど来何度か申し上げておりますように、構造改革特区と連携しながら、いわゆる特別の地域に限定したものは構造改革と、そして全般にそれを広げるべきは、我々のワーキンググループというふうな形で、一度に併行しながら進めていくのがいいのではないかと。

以上、ちょっと長くなりましたが、終わります。

○宮内議長　ありがとうございました。

次は、住宅・土地・公共工事・環境ワーキンググループ、八田主査からお願いいたします。

○八田委員　この住宅・土地・公共工事・環境ワーキンググループは、これまでのフォローアップを行うトピックと、それから新規の項目とございます。新規の項目は、

後で詳しく御説明いたしますが、日影規制の在り方について検討しようということになっております。

フォローアップの中では、4項目ございますが、そのうち最初の2つ、すなわち借地借家法と不動産価格情報の開示というのは、フォローアップと言いながら、今まで頭出しをしてきたんですが、本当に今度の議論というのは、ある程度先延ばししてまいりました項目がございますので、これらについてはかなり本格的に扱おうと思っております。

借地借家法については、まず定期借家は現在導入されて、本年が見直しというふうにもともと規定されている年になるんですが、制度がかなり複雑で、これの普及が思ったほど行われていないということで、どういう点を改善して、これをもっと普及するようにすることができるかということを検討したいと思っております。

それから、元来の借地借家法の方については、正当事由の明確化とか、それから正当事由に対する保障基準の導入といったようなことまでフォローアップの中に入れて、どういう検討が行われているかということ調べようと思っております。

それから、不動産価格情報開示に関する事、これは昔から提起されてきた問題なんですが、登記に不動産取引情報をきちんと載せるということの可能性について、できたら法律の御専門の専門委員をお迎えして、これを徹底的に議論したいと思っております。

去年、一応これを検討するということが始まっておりますが、関連省庁でやるということは始まっておりますが、この中身についてかなり詰めた議論を今年はやろうと思っております。

そのフォローアップの残りの、競売制度とヒートアイランド対策については、これは昨年かなりインテンシブにやったものですので、本当のフォローアップをやりたいと思っております。

さて、日影規制についてですが、これの基本的な問題は、現在これは公法で規定されておりますから、被害者の方が仮に保障を受けたり、そうでない場合にはそれなりの何らかのメリットがあることがあので、日陰になってもいいよということ言った場合も、それは受け入れられないと。基本的には違法建築は違法建築であるという仕組みになっています。

それを、ある意味で両者が合意するようなことができるならば、日影規制を緩和していく、そういうような方向を探っていきたいと。これが新たな検討を予定している事項でございます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、構造改革特区・官製市場改革ワーキンググループと、農林水産業・流通ワーキンググループ、この2つのワーキンググループにつきまして、八代主査からお願いいたします。

○八代委員 まず、構造改革特区・官製市場改革ワーキンググループでございますけれども、これは昨年度の2つのワーキンググループが特区の方が一応軌道に乗ったということを契機に統合いたしまして、1つとして検討するということでもあります。

目的はそこに書いてあるとおりでありまして、まず構造改革特区関連では、現在動いております構造改革特区の施行状況等に関する監視、及び推進室に対する最大限の協力ということで、先ほど高原主査からお話がありましたように、事業活動円滑化ワーキンググループと提携いたしまして、全国規模の規制改革か、あるいは特区による規制改革かの二者択一を迫るという方向で、同時併行的にやっていきたいということでもあります。

そのときに、やはり規制改革というのは一番大事なものは、種でありまして、できるだけよい規制改革の種を入手するためにも、特区推進室との協力、それから特区推進室のように全国的にどのような人からも規制改革の要望を受け付けられるような体制を、こちらの方でもつくった方が望ましいのではないかと。そういうような形で、密接に両者が連携するということでもあります。

2番目には、特区室の方で考えている評価委員会というのがありますが、これについて最大限の協力を図るということでもあります。これはこの評価委員会の在り方が非常に今後の、特に特区の全国的適用の場合重要になるわけでありまして、これは一部の省庁では特区が逆に言えば逆用するといいますか、特区をつくってその効果を十分に見定めない限り、全国ベースの規制改革はすべきではないというような言い方をしている場合がありますので、そうではなくて、次の16ページに書いてありますように、評価委員会の立ち上げ後に検討される評価の基準としては、明確な効果を立証するというより、むしろ明確な弊害がないことということをややはり全国規模の規制改革の拡大のときの評価の重点に置くべきではないかということ、こちらの方からもできるだけ働きかけていきたいということでもあります。

同時に、規制改革事項の深掘り、前倒し等についても検討をいたします。

それから、2番目の官製市場改革関係でございますけれども、これについては第2次答申において盛り込まれなかった基本的課題、あるいは深掘りを進めるような問題について幾つかやっていきたいと思っております。

1つは、「教育・福祉分野における株式会社等への助成の取扱い」ということでありまして、これは仮に企業等の参入が認められた場合も、各省が言わば支配する非

営利団体と比べて、公的助成の面で著しいハンディキャップがあると。その根拠になっているのが、憲法 89 条の(公の支配に属さない慈善、教育、博愛事業への公金の支出等の禁止)ということですが、この解釈自体が一方的な各省庁の判断ではなくて、もっと学会等も含めた、客観的な判断というものをできる限り追及することによって、イコルフットイングの問題を実現していきたいということでもあります。

2番目は、同じ意図でありますけれども、現在のような政府から社会福祉法人等への機関補助の考え方を、バウチャーといいますか、利用者補助の方に転換していくと。それによってよりイコルフットイングの問題を考えていくということでもあります。

3番目に『『官から民への事業移管』の総ざらい・総点検』、昨年度のフォローアップであります。昨年度の第2次答申に盛り込んだ分野のフォローアップで、一部実現する可能性の大きいものがあるわけですが、そういうものを更にフォローアップすることと、それから幾つかの象徴的な事業、例えば社会保険関係の業務等について、その効率化、サービスの質の向上のために、民営化、PFI、アウトソーシング等の手法というものをより検討していくということでもあります。

あと政府内の推進体制の一元化等についても、検討したいということでもあります。

次の農林水産業・流通ワーキンググループの進め方ではありますが、これについては昨年度の第2次答申で、農地利用規制、農協規制、株式会社による農業経営、この3つの分野について重点的に検討を行いました。これについて、今回はより深彫りしたいということでもあります。

第1の農地利用規制に関しては、農地の集約化を妨げている制度の実態、特に農業委員会というのがかかりかぎを握っているわけでありまして、ここが非常に不透明な農地の転用を行っている。その結果、零細農業者が言わば登記といいますか、農地を転用してもらえると莫大な利益が入りますので、そういう形でなかなか大規模農家に農地が集約化できないという問題があるんじゃないかと。その点について、今年には更に検討していきたいということでもあります。

2番目の農協改革については、既に農水省で昨年度末に、こちらの提言も踏まえてまとめていただきました、農協の在り方についての研究会報告について意見交換を行っておりますが、引き続き員外利用の問題というのがあるわけですが、それを含めて農業流通面における競争促進のための規制の在り方について検討を行いたい。

最後に、株式会社による農地経営の推進については、もう既にアクションプランでやっておられますけれども、やや細かい点を含めて賃貸方式の問題点等について

でも検討したいと思っております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、最後に国際経済連携ワーキンググループ、安居主査からお願いいたします。○安居委員 私の方は、実は非常に大きなテーマであるということと、逆にこれから始めるということで、時間が余らないと。この2つの面がございまして、考え方としてはこの表にございますが、基本的な長期的な課題ビジョンというのを、ある程度固めて本来ですと中期的な課題、それと短期的な課題と、この3つにしたかったんですけれども、恐らく時間がないということでございますので、長期的なビジョンはある程度固めて、目先の短期的な問題に今年は集中していった方がいいだろうと。あるいは、いかざるを得ないだろうと思っております。

分け方として、このヒト・モノ・カネ・サービス・情報と、この5つの視点で、ここに短期的課題とずっと書いておりますが、これはどちらかというと今まで事務局も含めてぱっと挙げていただいたという格好でございます。

その中で、もう一つ考えないといけないのは、ほかのグループでいろいろ重なっている面がございますので、これからできればこの問題はうちでやるというような格好を教えていただいて、やや寄り分けをするということと。

もう一つは、例えば観光については、観光の推進の会議とか、あるいは対日投資の促進のための会議というのもございますので、そういうところでは、そちらへお願いをして、我々に関連した部分だけをピックアップしていくと。

こんな格好で、とりあえずこの6月まで課題をピックアップしながらお話をすること。7月～12月を頭に置いて、短期的な問題をできるだけ1つでも片付けていくというような形にしたいと思います。

同時に、短期のものだけやりますと、行き先がわからないようなことにもなりかねませんので、既にビジョンという観点から言うと、いろんな提言も出ておりますので、やはり基本的な東アジア自由経済圏というのを、どういう形で将来できるんだろうか、そのためにどういう課題があり、どんな形のビジョンがつかれるかというのをちょっと併行しながら、この4～6ぐらいで詰めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

ちょっと申し訳ないんですけれども、できるだけ各グループの方で、これはうちでやって上げるというのを是非お願いしたいので、それだけよろしくお願いいたします。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの後半の5人の皆様からの御報告につきまして、意見交換をさせていただきたいと思っております。

八田さん、どうぞ。

○八田委員 清家さんのところで、手書きの 12 ページというところなのですが、雇用における年齢差別の禁止というところがございます。これを民間の会社に対して差別禁止をあらゆる職種についてすべきかどうかというのは、いろいろと議論の余地があると思うんですが、少なくとも国家公務員及び地方公務員に関して、特に初級、中級の人たちのレベルに関して年齢差別があるというのは、もうやはり弊害の方が大きいと思うんです。

また、国なり地方が率先するのにふさわしいトピックだと思うんです。特に、女の方が子育てが終わってから、本格的に職場に戻りたいというときに、普通の民間の職場ではなかなかありませんから、そのときに公務員になって、例えば大学のときに習った英語の力を使うなんていったら、もう非常に貴重な人材がそこにいるわけですから、是非それを推進していただきたいというふうに、意見として申し上げます。

○清家委員 おっしゃるとおりだと思います。一般的な年齢差別禁止法制にしますと、例えば賃金差別等の問題が入ってきて、今度は柔軟な賃金決定等を妨げたりすることがありますので、やるとして例えば募集・採用といったようなところに限って、この年齢差別禁止法制を適用すると。今おっしゃったように、是非こういうような部分は公務員の部門から。

それから、以前も八田委員が指摘されたと思いますけれども、多分これは禁止法制にする以前に、あるいはその代替手段として、特に例えば国との契約を行っている。あるいは、税金を使った契約を行っているような事業者にこういうようなことを義務づけるといったような規制の方法があり得るかというふうに思っておりますので、その点も含めて検討したいと思います。

○河野委員 今のお話に関してなんですけれども、入口、私も大変いいことだと思うんですけれども、そうしますとこの根底にあるのが、ある種の徹底した成果主義賃金であったり、あるいは卒業、入口のところはいいんですけれども、ではどこで退室していただくかというようなことも、多少そこで一緒に含んで御議論いただければ、大変ありがたいというふうに思います。

○米澤委員 八代先生のペーパーの 16 ページの官製市場のところ、1 番目の憲法 89 条の問題なんですけれども、余りよくわかってないんですけれども、法の支配に属さない云々かんぬんというのは、前に勉強したので結構なんですけれども、例えば学校の場合私学、国立、公立、そこでもイコールフットイングの実現というのを、例えばイメージとして具体的にはどんなことをお考えになってらっしゃるのかというのがちょっと、我々もいろいろ考えたんですけれども、結局私学助成の問題に行き着

いてしまうのか、もうちょっと高いレベルの解決、その他、大学のガバナンス、学校のガバナンスということが、今度の教育ワーキンググループの方の主題になっていますから、それとも関係すると思うんですけども、ちょっと先生のアイディアを聞かせていただければと思います。

○八代委員 ありがとうございます。ただ、そうなるのかなり大きな問題になってしまいますけれども、おっしゃる意味はよくわかりまして、補助金だけ取り出すんだったら税はどうなのか、あるいはそもそも国立大学と私学との役割分担というのはどうなのかというお話だと思います。

ですから、イコールフットイングというふうに言っております背景の意味としては、これは私個人の考え方で、必ずしもワーキンググループ全体の合意ではありませんけれども、基本的に今、小泉総理が言っておられる民でできることは民へという考え方から言えば、大学教育、研究は別として、まあ研究も別にする必要はないかもしれませんが、少なくとも民間で私立大学がたくさん存在しているときに、なぜ国立大学というものがそもそも別途の基準として必要なのかということで、その意味では背景には国立大学の民営化といいますか、今の独立行政法人の更に先を行くような形で、そういう意味で学生から見れば私学に行こうが、国立というか独立法人化した学校に行こうが、基本的に公的な助成という面ではイコールフットイングであるというような状況を目指す第一歩として、私学助成金の企業が経営する学校と、私立学校法人とのイコールフットイングであるという点を考えているわけであります。

ただ、そこまで全体的に持つていくのはかなり大仕事でありますので、少なくとも学校教育法第1条で言う私立学校というものに企業が参入すると。あるいは、社会福祉法人がやっている、特別擁護老人ホームに企業が参入するといった場合に、同じサービスをしていれば基本的に公的な助成は同じにするべきであるという点を第一歩として考えているというようなことですが、よろしいでしょうか。

○奥谷委員 14 ページのところ、住宅・土地・公共工事・環境の分野で、今、日影規制がありますが、景観規制は入れないんでしょうか。

○八田委員 これだけに限るわけではありませんけれども、今回考えているのは、特にこれは大きなトピックなんで、この日影のことを検討しようとしています。その景観規制については、どういうことをお考えですか。

○奥谷委員 今、新聞でありましたね。大きなマンションがあつて、それで景観が悪くなるので半分に削れみたいな。マンションの前に大きなビルが建って、全く真っ暗になってしまうというような景観の問題というのが、かなり今までほっぽり出されて、それを規制するものが何もないんですね。建て得というか、だからそういう街の景観を

含めての景観規制みたいなものもこれから必要になっていくんじゃないかと思いません。

○八田委員 わかりました。今の日影規制の検討の方向としては、基本的には被害を被る人たちとの間で、何らかの合意が形成できるならば、それはできるようにしていこうということですから、その景観のこともそのような線でやっていける可能性があるかもしれないので、それは検討したいと思います。

○佐々木委員 シンプルな質問なのですが、起業に関するテーマというのは、そうすると国際経済連携ワーキンググループで取り上げるというふうに考えればいいですか。先ほどの18ページの中に、起業の促進とか、会社登記の手続の簡素化というのが入っていたんですが、ワーキンググループの名称からしてどこにあるのかなと思っていましたが、今回ここにだけ出てきていたので、起業はここでやるというふうに考えればよろしいのでしょうか。

○安居委員 先ほど申し上げましたように、海外、外から見た問題点というような形でざっと挙げてきておりますので、どこかでおやりいただければ、それはお願いするということもあれなんですけれども、それはこちらでやれということであれば、勿論こちらでやるということになります。

○宮内議長 起業を妨げている何か規制、どういう規制があるかという、テーマによってどこへ持っていくかというのは変わってくるんじゃないでしょうか。ですから、何かテーマがございましたらおっしゃっていただいて。

○佐々木委員 例えば、前から出ていますけれども個人保障の問題というのは、すごく切実に大きな問題なんですけれども、そういったことからして、私の不勉強かもしれませんが、かなり何度も話題に出るんですけれども、終着を見ていないような気がしていたものですから。

○宮内議長 そういう問題でしたら、感じとしては神田さんの方へ振っていくのかなというふうに、どうぞ。

○神田委員 競争政策・法務・金融なんですけれども、一番最初に新規事業創出という言葉もわざわざお手元のメモでは書いてありまして、問題意識は非常に強く持っております。難しいのは、これ先ほど座長からも御指摘があった点ですけれども、まず6月までに何をやるかということと、それからまた秋以降は各論がたくさん出てくると思うんですけれども、ちょっとまだ正直言いましてやや準備不足のところがあるんですけれども、フォローアップの中でもかなり重点を置きたい部分と、そうでない部分があります。

それから、フォローアップといっても、先ほどどなたかの主査がおっしゃったことと似

ているんですが、今までは頭出しをしたにすぎないものがございまして、これのフォローアップというよりは、プラスαの要素が当然出てくるわけで、そういうものとして例えば先ほどの不動産・債権担保法制なんていうものはそういうものだといふふうに認識しております

ついでですのであれですから、今の個人保障の問題につきましては、これまでも随分議論しておりまして、これは規制なのか慣行なのかというのが、まず非常に問題になりまして、もしこれは規制ではなくて事実上の慣行だといいますと、つまり企業にお金を貸すときには社長さんなり何かの個人保障を取るというのが、日本の慣行だといいますと、その慣行をどうやって変えていったらいいのかというのは非常に難しい問題でして、1つ極端なあれは規制を導入して、個人保障を禁止する法律というのつくればいいんですけども、それはなかなかそこまでは合意が得られませんで、これまでの議論ではですね。それで非常に難しいところなんですけれども、個人保障という慣行と一応呼んでおきますけれども、それが問題を非常に生じていて、起業を妨げているというか、言う点についてはほとんど共通の理解があると思うんです。ですから、今日の御指摘も踏まえて、これは規制改革でやれるかどうかというところで、いつもストップしてしまっているんですけども、これまでも文章には出している点なんですけれども、御指摘も踏まえて検討させていただきたいというふうに思います。

それから、リースについてもついでにあるそうですので、ちょっと奥谷委員から御発言させていただきたいと思います。

○奥谷委員 リースも個人保障を取られるんです。ですから、銀行だけではないんです。リースで安く起業ができるといっても、リースでも個人保障を取られてしまうわけですから、これもトータルで問題なわけで、起業を妨げている大きな要因です。

○宮内議長 私がお答えする立場にあるのかどうかよくわかりませんが、要は信用補完という意味で、貸し付け、リース等に個人保障が出ているというのは、まさに神田さんおっしゃった慣行なんではないでしょうか。是非検討させていただきたいと思います。

どうぞ。

○坂政策統括官 若干個人保障は、実は規制改革以外というか、例えば去年の骨太第2弾、あれの中に活性化戦略というのがありまして、そこの中でも実は個人保障という話が問題だと、検討すべしというだけ書いてあるんです。その後約一年立つんですが、実は各省のエアポケットのようなものに落ちた感じになっていまして、この間活性化戦略の棚卸しをやってみたんです。諮問会議用にやったんですけども、

その中で割合落ちている、要するに各省が課題になっているわけにはどの役所も余り手を付けていない、代表的なものが実は個人保障で、問題意識はさっき神田先生おっしゃったように、どこまで規制してしまうかですね。

今、改めまして、金融庁と経済産業省と法務省、この3省が大体関係があるわけで、その3省でとりあえず事務的なグループをつくってもらいまして、どういうメニューが考えるのかと。神田先生、おっしゃったように、かなりの程度慣行なんですけれども、放っておいたら慣行ってそう簡単には直らない。

1つは、金融をどういうふうにするかということで、例えばプロジェクトファイナンスとかノンリコースとかいう方にだんだん移っていくということもあるでしょうけれども、そう放っておいたから移るものでもないだろうと。そうすると、やはり手っ取り早いというか、本当に必要なのは、強行規定を置いて、個人保障があっても取締役の損害賠償責任だと何年分とかになりますけれども、例えばああいうものから考えるのかとか、そういうような議論で、かつ多分今の方向は、これはまだ固まっていますが、民法とか商法で、民法そのものに書き込むというよりは、何らかの特別法を研究した方が、言わば起業促進法制みたいなもので、そっちの方でやらないとうまくいかないかなと、要するに法務省の民事局は余り大原則でやるというわけにはいかないけれどもと言っておられて、そういうようなぐらいのところまではあれしておりますので、一度ちょっと神田先生ともそのチームの連中と打合わせをしていただけたらいいかなと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

それから、実は総理から、例の皆さんお聞き及びになったことがあるかもしれませんが、サービスの関係で530万人雇用を創出するんだという計画が、これは実は総理の施政方針演説なんかでも言ったんでございますが、これをもっと施策を充実してとっととやれという非常に強い指示が総理からございまして、島田顧問、内閣府の特命顧問なんです、慶応の島田晴雄先生が総理から直々に指名をされまして、私と小平統括官がその顧問として、今、各省から、今日もずっとやっていたんですが、その関係、実はかなり規制改革と話がリンクしてございまして、先ほど佐々木さんがおっしゃった業を起こすといったようなことも当然重要でありますし、あるいは運輸関係の規制の問題ですとか、いろんな話がありまして、かなりあちこちで規制の話とも絡んでございまして、そういうのもまたまとまっていりましたら、各主査にいろいろ個別に御相談することがあるかもしれませんので、よろしく願いしたいと思います。

○宮内議長　あと御意見・御質問等ございますでしょうか。

それでは、以上のような形で現在ワーキンググループの検討課題についてお考えいただいていると。また、今日の御意見も踏まえまして、更に深めていただくというこ

とが現況でございます。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。規制改革3か年計画を改定したものでございますが、これのフォローアップ結果につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○宮川室長 それでは、資料4に従いまして、簡単に御説明をさせていただきます。資料4の「規制改革推進3か年計画(改定)のフォローアップ結果について」でございます。この改定というのは、昨年3月に決定をいたしました、3か年計画を最初に直したものをベースにしまして、これがきつとされているかどうかという結果が今回のものでございます。ずらずらと書いてありますが、2ページ目の表をごらんになっていただければと思います。一番下の数字でございますけれども、昨年3月末の時点での全体の計画上の事項数というのは867ございまして、このうち13年度中に措置されたものが192ございまして、それ以外のものでございますけれども、14年度中に何らかの措置を講ずるべきものというのが429、それからその他ということで、特に時期を明記していない事項数というのが246でございます。

14年度中に何らかの措置を講ずるべきものというのを、私どもしっかり調査させていただきましたけれども、措置済みが208、これからもともと一部措置済みということで閣議決定したものが一部措置されておるとというのが217、未措置事項というのが1(3)と書いてありますが、括弧の中身は実は未措置というよりも今年の15年3月に再改定をした際に、事情がわかったのでこれは少し後送りにしようということで、これは主査とも相談をさせていただいて、後送りにしてこれは未措置ではないということでさせていただいたものでございまして、これが括弧書きで書いている3措置でございます。それから、純然と守られていない未装置事項が1でございます。これはあとで申し上げます。

その他のところでございますけれども、246のうち、措置済みが14、一部措置済みというのが179、その他というのがございまして、その他というのは注書きの1.の最後のところでございますけれども、必要に応じて実施をしますとか、意見要望があれば実施をしますという条件付きのものにつきまして書いたものでございまして、これについて一部条件を整えばやるし、そういう条件がなければやらないということが53項目ございます。それから、当初15年度までに措置をするようなものが、14年度に前倒しをして実施したものが4つございまして、これが867の中身でございます。一番右側の表は、今、言ったそれぞれの措置済み、一部措置済み、未措置というのを計にしたものでございます。

先ほど申し上げました、未措置事項の4つでございますけれども、まずピュアな1と

いう未措置のものでございますが、これは先ほど鈴木主査、それから石原大臣からも若干コメントがございましたけれども、いわゆる医療の個別契約のものでございまして、これは今、閣僚レベルでも議論させていただいているものでございます。

括弧書きの資格制度(1)のところでございますが、これは食品衛生管理者の資格関係でございまして、これは今、実はBSEに関わります食品安全委員会の法律が国会にかかっておりまして、その国会での法案の議論の内容等も含めて、全体の見直しをしているところが、実は去年先駆け的に見直しをするという話があったんでございますけれども、これについては全体の議論の中で、その食品衛生管理者の資格の見直しをすると。中身自体は、実は科目の中身は何だというのをもう少し細かく明記しろという細かい話だったんですが、全体の見直しをしておりますので、その全体の見直しの中で今、議論をしているということでございます。したがって、これを15年措置ということでずらさせていただいたというものでございます。

医療関係の(2)というのは、先ほども鈴木主査から議論がございました、レシピのIT化の話でございまして、これについては18年度に目標8割を達成ということですが、若干そういう数字にはほど遠い実態でございまして、この辺りのやり方について今、議論を詰めさせていただいているということで、少し厳しめの判定をして、これについては未措置、未措置というか現在その辺りも含めて議論をワーキンググループでやるということで括弧書きにさせていただいたという中身でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。何か御質問ございますでしょうか。

宮川室長、これは例年の星取り表と比べると、数だけでいうのは辺ですけども、どうなんでしょう。

○宮川室長 例年も大体1個、2個取りこぼしがございまして、去年も例のレシピの通達のもので未措置ということでございましたので、大体取りこぼし1つあるというのを会議でいろいろとお願いさせていただいているところでございます。

○宮内議長 御質問等ございますでしょうか。

○宮川室長 済みせん。あとよろしければ、先ほど議長から冒頭資料1について御説明を簡単にされたと思うんですが、前回3月のときに進め方につきまして、各委員の方から御意見を賜っておりまして、この件につきまして各委員の趣旨も含めて訂正をさせていただきました。個別具体のところでは申し上げますと、簡単にやりますが、基本方針の冒頭のところに佐々木委員と清家委員の方から、経済活性化のみならず国民重視というか、利用者重視の立場からも一言入れるべきではないかということでございまして、同趣旨のものを盛り込んだのが第1点目でございます。

2ページ目の中間とりまとめの時期につきまして、八代委員の方から6月、答申と同じ時期という文言で私ども事務局の案で書かせていただいたんですが、この辺りは6月を目途にということで、少し時期的にふくらましをさせていただいているということが第2目でございます。

第3点目は、4ページ目の構造改革特区の関係で、官製市場の2つ目の○のところに、内閣官房に推進母体を設置すると、例えばというところで、これを前回入れておりませんでしたけれども、これを追加をさせていただいたと。

次は、5ページ目の「個別分野毎の規制改革の推進」のところで、フォローアップばかりやるということで御指摘がございましたが、鈴木委員の方から2つ目の○のところのワンパラグラフ目の一番最後のところに、新規に取り組むべきテーマについても積極的な発掘・提案に努めることは従前どおりであると、これを付け加えさせていただきました。

最後のページでございますけれども、清家委員の方から雇用・労働のところで、職安法を追加するべきではないかということで、これも追加をさせていただきました。

・の住宅・土地のところでございまして、借地借家法の見直しというところも付け加えさせていただきました。これは森委員の方からの御指摘がございました。

それから、ワーキンググループの体制でございますが、農水関係のワーキンググループにつきまして八代委員お一人だったんですが、先ほど安居委員の方から自分も入るというお話をいただいておりますので、これを付け加えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

○高原委員 河野委員に、事業活性円滑化ワーキンググループに是非お力を借りたいと、もし観光なんかやるのであれば、あなたのところはよく情報を持っておられるし、お願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○河野委員 事務局を通して御協力をしますというふうにお伝えしたんですが。

○高原委員 そうですか、わかりました。では、そういうことで今日の名簿の中で。

○宮内議長 あと特にございませんでしょうか。

それでは、最後に事務局から連絡事項がございましたどうぞ。

○宮川室長 次回、まだ時期ははっきりしておりませんが、次回は中間とりまとめに関する議論をできればしていただきたいといふふうに思います。

以上でございます。

○宮内議長 それでは、本日は以上をもちまして閉会させていただきます。ありがと

うございました。